### 1己資本の充実の状況

### 自己資本の構成に関する事項

頂 目

うち、出資金および資本準備金の額

うち、上位以外に該当するものの額

うち、一般貸倒引当金コア資本算入額

うち、適格引当金コア資本算入額

うち、上記以外に該当するものの額

普通出資または非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額

コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額

適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に 係る基礎項目の額に含まれる額

公の機関による資本増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額土地用評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額

無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るも のを除く)の額の合計額

うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツ に係るもの以外の額

自己保有普通出資など(純資産の部に計上されるものを除く)の額 意図的に保有している他の金融機関などの対象資本調達手段の額 少数出資金融機関などの対象普通出資などの額 特定項目に係る 10%基準超過額

と項目に保る 10%基準粒週級 うち、その他金融機関などの対象普通出資などに該当す るものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固 定資産に関連するものの額 うち、練延税金資産 (一時差異に係るものに限る) に関 連するものの額

うち、その他金融機関などの対象普通出資などに該当す うち、その他主席は関係とこの対象管理の負債をこに該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固 定資産に関連するものの額 うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る) に関連するものの額

うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 うち、関整項目に係る経過措置により、なお従前の例に よるとしてリスク・アセットの額に算入されることと なったものの額のうち、無形固定資産(モーゲージ・ング・ライツに係るものを除く)に係るものの額 うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例に よるとしてリスク・アセットの額に算入されることと なったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額 うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例に よるとしてリスク・アセットの額に算入されることと なったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額 うち、他の金融機関などの対象資本調達手段に係 るエクスポージャーに係る経過措置を用いて美出 したリスク・アセットの額から経過措置を用いて美出 したリスク・アセットの額から経過措置を用いて美出 に算出したリスク・アセットの額を別を調達手限に係 うち、上記以外に該当するものの額

うち、上記以外に該当するものの額

中央精算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・

オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額

CVA リスク相当額を8%で除して得た額

うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入さ

コア資本に係る基礎項目

うち、再評価積立金の額 うち、利益剰余金の額

うち、回転出資金の額

コア資本に係る基礎項目の額 (イ)

うち、のれんに係るものの額

特定項目に係る 15%基準超過額

コア資本に係る調整項目の額(口)

資産 (オン・バランス) 項目

自己資本の額 ((イ) - (ロ))

リスク・アセット など 信用リスク・アセットの額の合計額

オフ・バランス項目

信用リスク・アセット調整額 オペレーショナル・リスク相当額調整額 リスク・アセットなどの額の合計額 (二)

自己資本比率 ((ハ) / (二))

アセットの額

自己資本比率

白己資本

繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く) の額

証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 負債の時価評価により生じた時価評価差額金であって自己資本に算入される額

コア資本に係る調整項目

適格引当金不足額

前払年金費用の額

うち、外部流出予定額 (△)

(単位:

経過 不算

平成 25 年

12,028 \_

4,683

7.456

54

287 \_

287 \_

12,316

12.316

109.570

109.570

△ 14.692

14,773

8,554

118,124

10.42%

\_

\_

\_

百万円)	
	-
度	
措置による i入額	
!人祖	-
_	
	_
	Ī
	-
	1
	-
	-
	_ '
81	
	1
81	
	-
	i
	:
-	1
	1
	j
_	Ī
	į
_	_
-	
<del></del>	
_	
	_
_	
-	
-	
	ī
	ť
	_
	1
	1
	1
	1

(注記) 1. 農協法第 11 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく JA の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づく単体自己資本比率を記載しています。
2. 当 JA は、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク制減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当 JA が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

	(単1	立:百万円)
項目	平成 2	6 年度 経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	12,770	
うち、出資金および資本準備金の額	4,808	
うち、再評価積立金の額		
うち、利益剰余金の額	8,086	
うち、外部流出予定額(△)	55	
うち、上位以外に該当するものの額	△ 68	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	279	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	279	
うち、適格引当金コア資本算入額	_	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に 係る基礎項目の額に含まれる額 うち、回転出資金の額	_	
うち、上記以外に該当するものの額	_	
公的機関による資本増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段		
の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額	_	
のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	13,050	
コア資本に係る基礎項目の額(イ) コア資本に係る調整項目	13,030	
 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るも	1	
のを除く)の額の合計額	16	65
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツ	16	65
に係るもの以外の額		
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く)の額 適格引当金不足額	<del>-</del>	<del>-</del>
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	_	_
負債の時価評価により生じた時価評価差額金であって自己資		
本に算入される額	_	_
前払年金費用の額	_	-
自己保有普通出資など(純資産の部に計上されるものを除く)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関などの対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関などの対象普通出資などの額	_	-
特定項目に係る 10%基準超過額	_	-
うち、その他金融機関などの対象普通出資などに該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固		-
定資産に関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る)に関		_
連するものの額	_	_
特定項目に係る 15%基準超過額	_	_
うち、その他金融機関などの対象普通出資などに該当するものに関連するものの額	_	_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固	_	_
定資産に関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る)に関 連するものの額	_	_
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	16	
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	13,034	
リスク・アセット など		
信用リスク・アセットの額の合計額	113,469	
資産(オン・バランス)項目	113,469	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入さ	△ 9,783	
れる額の合計額	△ 9,7 U3	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例に よるとしてリスク・アセットの額に算入されることと なったものの額のうち、無形固定資産(モーゲージ・サー	65	
ビシング・ライツに係るものを除く)に係るものの額 うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例に よるとしてリスク・アセットの額に算入されることと	_	
よるとしてリスク・アセットの額に算入されることとなったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットの額に算入されることと	_	
なったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額   うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係る		
エクスポージャーに係る経過措置を用いて算出し たリスク・アセットの額から経過措置を用いずに 算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)	9,849	
うち、上記以外に該当するものの額	_	
オフ・バランス項目	_	
CVA リスク相当額を 8%で除して得た額	_	
中央精算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	8,506	
EDUT OF THE LEAST OF	_	
信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額	121.075	
オペレーショナル・リスク相当額調整額 リスク・アセットなどの額の合計額 (二)	- 121,975	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	121,975 10.68%	

## 自己資本の充実の状況

### 自己資本の充実度に関する事項

#### 信用リスクに対する所要自己資本の額および区分毎の内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット (標準的手法) 我が国の中央政府および 中央銀行向け 我が国の地方公共団体向け 地方公共団体金融機構向け 我が国の政府関係機関向け 地方三公社向け 金融機関および第一種金融	エクスポー ジャーの期 末残高 990 8,341	リスク・ アセット額 a -	所要 自己資本額 b = a × 4%	エクスポー ジャーの期 末残高	リスク・ アセット額 a	所要 自己資本額
中央銀行向け 我が国の地方公共団体向け 地方公共団体金融機構向け 我が国の政府関係機関向け 地方三公社向け	990 8,341		-		a	$b = a \times 4\%$
地方公共団体金融機構向け 我が国の政府関係機関向け 地方三公社向け	- / -	_		1,396		_
我が国の政府関係機関向け地方三公社向け	_		_	8,341	_	_
地方三公社向け		_	_	_	_	_
	_	_	_	_	_	_
金融機関および第一種金融	_	_	_	_	_	_
商品取引業者向け	165,267	33,053	1,322	173,160	34,632	1,385
法人など向け	11,286	10,686	427	11,802	11,127	445
中小企業など向けおよび 個人向け	20,303	12,521	500	19,242	11,802	472
抵当権付住宅ローン	24,835	8,477	339	22,239	7,573	302
不動産取得など事業向け	2,747	2,705	108	3,084	3,010	120
三月以上延滞など	4,953	1,128	45	4,511	784	31
信用保証協会などおよび株式 会社産業再生機構保証付	1,930	191	7	1,988	197	7
共済約款貸付	35	_	_	38	_	_
出資など	583	583	23	583	582	23
他の金融機関などの対象資本調達手段	9,849	24,622	984	9,849	24,622	984
特定項目のうち調整項目に 算入されないもの	276	691	27	138	347	13
証券化	_	_	_	_	_	_
経過措置によりリスクア セットの額に算入・不算入 となるもの	_	△14,692	△ 587	_	△ 9,783	△ 391
上記以外	31,529	29,600	1,184	30,445	28,574	1,142
標準的手法を適用するエクス ポージャー別計	282,929	109,570	4,382	286,822	113,469	4,538
CVA リスク相当額÷ 8%	_	_	_	_	_	_
中央清算期間関連エクスポージャー	_	_	_	_	_	_
信用リスク・アセットの額の 合計額	282,929	109,570	4,382	286,822	113,469	4,538
オペレーショナル・ リスクに対する 所要自己資本の額 〈基礎的手法〉	オペレーショ 相当額を8%で		所要 自己資本額 b = a × 4% 342	オペレーショ 相当額を8%で		所要 自己資本額 b = a × 4% 340
所要自己資本額計		セットなど 合計	所要 自己資本額 b = a × 4% 4,724		セットなど 合計	所要 自己資本額 b = a × 4% 4,879

(注記) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人など向け」などにおいてリスク・ウエイトが 150%になったエクスポージャーのことです。

4. 「出資など」とは、出資などエクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

- 5. [証券化(証券化エクスポージャー)] とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部ま たは全部を第三者に移転する性質を有する取り引きにかかるエクスポージャーのことです。
- 6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの」とは、他の金融機関などの対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目 (無形 固定資産、前払年金費用、繰延税金資産など)および土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したもの、不算入とした ものが該当します。
- 7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行など向け・外国の中央政府など以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・ 取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産など)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティ ブの免責額が含まれます。
- 8. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当 JA では基礎的手法を採用しています。

〈オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)〉

粗利益 (直近3年間のうち正の値の合計額) × 15% ÷ 8%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

# 信用リスクに関する事項

#### 標準的手法に関する事項

当 JA では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付などは次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、 非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関						
株式会社格付投資情報センター(R & I)						
株式会社日本格付研究所(JCR)						
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)						
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ (S & P)						
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)						

〔注記〕「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、 主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人など向けエクスポージャー(長期)	R & I、Moody's、JCR、S & P、Fitch	
法人など向けエクスポージャー(短期)	R & I、Moody's、JCR、S & P、Fitch	

## 信用リスクに関する事項

### 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)および三月以上延滞 エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

				平成 2	5 年度			平成 2		∓位・日/J/ J/
項目		信用リスクに関			三月以上	信用リスクに関			三月以上	
			するエクスポー ジャーの残高	うち 貸出金など	うち債券	延滞エクス ポージャー	するエクスポー ジャーの残高	うち 貸出金など	うち債券	延滞エクス ポージャー
		農業	269	269	-	_	196	196	_	_
		林業	_	-	_	_	_	-	_	_
		水産業	_	-	_	_	_	-	_	_
		製造業	24	24	_	_	20	20	_	_
		鉱業	_	-	-	_	_	-	_	_
;	去	建設・不動産業	14,794	14,794	_	417	14,672	14,672	_	334
	시	電気・ガス・熱供給・水道業	_	_	_	_	-	_	_	_
		運輸・通信業	_	_	_	_	-	_	_	_
		金融・保険業	175,127	500	_	_	183,016	2,000	_	_
		卸売・小売・飲食・サービス業	2,885	2,885	_	1	2,920	2,920	_	0
		日本国政府·地方公共団体	9,331	8,341	990	_	9,737	8,341	1,396	_
		上記以外	697	113	_	_	758	175	_	_
	個.	人	66,047	66,012	_	4,534	62,280	62,241	_	4,176
	そ	の他	13,832	_	_	_	13,218	_	_	_
		業種別残高計	283,010	92,941	990	4,953	286,822	90,568	1,396	4,511
	1 1	羊以下	134,075	3,820	_	_	139,013	3,567	_	_
	1 1	年超3年以下	22,065	1,983	_	_	37,807	2,128	_	
	3 1	年超5年以下	18,191	3,794	_	_	3,279	3,229	50	
	5 1	年超7年以下	4,335	3,934	400	_	7,587	7,085	501	
	7 4	年超 10 年以下	11,365	11,215	150	_	8,394	8,394	_	_
	10	年超	61,522	61,083	438	_	60,554	58,709	845	_
	期の	限の定めのないも	31,453	7,109	-	_	30,185	6,453	_	_
	残	存期間別残高計	283,010	92,941	990	_	286,822	90,568	1,396	_
	信	用リスク期末残高	283,010	92,941	990	_	286,822	90,568	1,396	_
	信	用リスク平均残高	264,818	92,960	893	_	268,258	91,022	1,392	_

(注記) 1. 国外のエクスポージャーは該当ありませんので、地域別の区分は省略しております。

- 2. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 3. 「その他」には、現金・その他の資産(固定資産など)が含まれます。
- 4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から 3 ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

#### 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(羊瓜・ロ/川川										
		平	成 25 年	度			平	成 26 年	度	
項目	期首期中		中期中減少額期末期首期中		期中	期中洞	或少額	期末		
	残高	増加額	目的使用	その他	残高	残高	増加額	目的使用	その他	残高
一般貸倒引当金	293	287	_	293	287	287	279	_	287	279
個別貸倒引当金	4,350	3,431	971	3,379	3,431	3,431	3,301	144	3,287	3,301

# 信用リスクに関する事項

#### 地域別・業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位:百万円)

													· 日/기 기
			平成 25 年度						平成 26 年度				
	項目		期中	期中派	載少額	期末	貸出金	期首	期中	期中派	載少額	期末	貸出金
			増加額	目的使用	その他	残高	償却	残高	増加額	目的使用	その他	残高	償却
	農業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	ı	_
	林業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	水産業	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	製造業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	鉱業	-	_	-	_	_	-	_	-	_	_	-	_
法人	建設•不動産業	_	_	-	_	_	-	_	_	_	_	_	_
	電気・ガス・熱供給・水道業	_	_	-	_	_	-	_	_	-	_	_	_
	運輸•通信業	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	金融•保険業	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	卸売・小売・飲食・サービス業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	上記以外	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
個	人	4,350	3,431	971	3,379	3,431	_	3,431	3,301	144	3,287	3,301	12
業	種別計	4,350	3,431	971	3,379	3,431	_	3,431	3,301	144	3,287	3,301	9

〔注記〕国外のエクスポージャーは該当ありませんので、地域別の区分は省略しております。

#### 信用リスク削減効果勘案後の残高および自己資本控除額

	項目	平成 25 年度	平成 26 年度
	リスク・ウエイト0%	15,375	15,715
	リスク・ウエイト2%	_	_
信	リスク・ウエイト4%	_	_
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウエイト10%	1,913	1,971
Ž	リスク・ウエイト20%	165,624	173,505
削	リスク・ウエイト35%	24,206	21,632
減効	リスク・ウエイト50%	6,153	6,240
果助	リスク・ウエイト75%	15,042	14,010
案	リスク・ウエイト100%	54,076	43,524
後残	リスク・ウエイト150%	341	10,148
高	リスク・ウエイト200%	_	_
	リスク・ウエイト250%	276	138
	その他	_	_
IJ	スク・ウェイト 1250%	_	-
自	己資本控除額	_	16
	合 計	283,010	286,903

- [注記] 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
  - 2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
  - 3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
  - 4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、 重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

## 信用リスク削減手法に関する事項

#### 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証などが設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当 JA では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。 適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相 手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取り引きをいいます。当 JA では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府など、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視および管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていることの条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直し行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

#### 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

	平成 2	5 年度	平成 26 年度					
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証				
地方公共団体金融機構向け	_	-	_	-				
我が国の政府関係機関向け	_	_	_	_				
地方三公社向け	_	_	_	_				
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	_	_	_	_				
法人など向け	451	_	211	_				
中小企業など向けおよび個人向け	916	2,658	888	2,762				
抵当権付住宅ローン	_	24	_	10				
不動産取得など事業向け	0	_	_	_				
三月以上延滞など	363	_	390	3				
証券化	_	_	_	_				
中央清算機関関連	_	_	_	_				
上記以外	297	11	321	5				
	2,029	2,694	1,811	2,782				

- - 2. 「我が国の政府関係機関向け」には、「地方公営企業など向けエクスポージャー」を含めて記載しています。
  - 3. 「三月以上延滞など」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から 3 ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人など向け」などにおいてリスク・ウエイトが 150%になったエクスポージャーのことです。
  - 4. 「上記以外」には、現金・その他の資産(固定資産など)が含まれます。

### ● 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

○該当する取引はありません。

### ● 証券化エクスポージャーに関する事項

○該当する取引はありません。

## 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

#### 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものであり、当 JA においては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当 JA の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行うなど適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析およびポートフォリオの状況や ALM などを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する ALM 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針および ALM 委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取り引きについては企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の 測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会などへの参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会などの財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。

また、評価など重要な会計方針の変更などがあれば、注記表にその旨記載することとしています。

#### 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位:百万円)

項目	平成 2	5 年度	平成 26 年度				
块 日	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額			
上場	_	-	_	-			
非上場	10,432	10,432	10,432	10,432			
合 計	10,432	10,432	10,432	10,432			

#### 出資その他これに類するエクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位:百万円)

	平成 25 年度			平成 26 年度	
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
_	-	-	-	-	-

### 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益など)

平成 25 年度		平成 26 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
_	_	_	-

## 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項/金利リスクに関する事項

#### 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社の評価損益など)

(単位:百万円)

平成 25 年度		平成 26 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
_	_	_	_

### ● 金利リスクに関する事項

#### 金利リスクの算定方法に関する事項

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当 JA では、市場金利が上下に 2%変動した時に受ける金利リスク量を算出しています。

要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払 貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、当 JA では、普通貯 金などの額の50%相当額を0~5年の期間に均等に振り分けて(平均残存2.5年)リスク量を算定しています。 金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

金利リスク=運用勘定の金利リスク量+調達勘定の金利リスク量(△)

#### 金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

項目	平成 25 年度	平成 26 年度
金利ショックに対する損益・経済価値 の増減額	△ 1,615	△ 1,055